

Title	「ステイフキイ文書」(Stiffkey Papers)の刊行に寄せて
Sub Title	On the publication of the Stiffkey Papers
Author	清水, 祐司(Shimizu, Yuji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1984
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.53, No.4 (1984. 3) ,p.73(339)- 83(349)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19840300-0073

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「ステイフキイ文書」(Stiffkey Papers)の刊行に寄せて

清水 祐 司

ノーフォーク州ステイフキイに住むナサニエル・ベイコン (Nathaniel Bacon, 1546?-1622) の文書¹ いわゆる「ステイフキイ文書」(Stiffkey Papers) が、ノーフォーク史料協会より A・ハッセル・スミス² G・M・ベイカー、R・W・ケニィの手で *The Papers of Nathaniel Bacon of Stiffkey* と題して刊行された³。はじめた (A. Hassell Smith, G. M. Baker & R. W. Kenny (ed.), *The Papers of Nathaniel Bacon of Stiffkey*, Vol. I (1556-1577), Norfolk Record Society, Vol. XLVI, 1978 & 1979)。

責任編者ハッセル・スミスの名は、我国のテューダー朝研究者にも既に馴染みであろう。彼はロンドン大学に学び、テューダー朝研究に関して「歴史叙述における革命」(F. S. Fussner, *The Historical Revolution*, 1962) の担い手となった「テューダー・セミナー」で研鑽を積んだ(この点については、拙稿「テューダー・セミナー・テューダー朝研究の一系譜」『イギリス史研究』No. 30, 1980 参照)。エリザベス朝議会史の泰斗 J・E・ニールの指導下に執筆された学位論文『The Elizabethan Gentry of

「ステイフキイ文書」(Stiffkey Papers)の刊行に寄せて

Norfolk: Office-Holding and Faction', London Univ. PhD thesis, 1957 は手を加えられ、一九七四年に *County and Court: Government and Politics in Norfolk, 1558-1603* として公刊された。同書のテーマは、エリザベス治世期における中央と地方の関係である。表題にも示唆されているように、*County and Court* の特色は、中央と地方(ノーフォーク州)の係わりを地方の側から眺めている点にある。このために、同書はエリザベス治世期に関する最初の本格的な地方史研究となっているばかりでなく、更には、中央に視座を据えた研究によっては明らかにされなかった部分を照射し、エリザベス治世期の政治に対する研究者の理解を深めた著作でもある。この *County and Court* には、第四代ノーフォーク公トマス・ハワード処刑後のノーフォーク州で政治的発言力を強める幾人かの人物が登場するのであるが、その中のひとりがステイフキイのナサニエル・ベイコンなのである。つまり、ハッセル・スミスとナサニエル・ベイコンの係わりはハッセル・スミスが研究者としての道を歩みはじめて以来のものであり、従って、ハッセル・スミスこそ、「ステイフキイ文書」の責任

編者として最適なのである。

先ず、ベイコン家及びナサニエル・ベイコンについて基本的な事柄を明らかにしておこう。

「ステイフキイ文書」を残したナサニエル・ベイコンは、エリザベス女王政府の高官サー・ニコラス・ベイコンの次男である。周知のように、ニコラス・ベイコンはサフォーク州のヨーマン、ロバート・ベイコンの息子であり、法律家、官吏として出世し、エリザベス女王治世期に枢密院議員、大法官に任命された、いわゆる「新人」の典型である。

ニコラス・ベイコンは、生涯に二度結婚している。最初の妻は、サフォーク州のウィリアム・ファーンレイの娘ジェーンである。ウィリアムはロンドンで貿易商人として成功し、また、婚姻関係を通じてイースト・アングリアの貿易商人のエリート層と密接な繋がりを持っていた。つまり、ジェーンとの結婚は、イースト・アングリアにおけるニコラスの立場の強化に貢献したと思われる。ニコラスとジェーンは四名の男児、三名の女児、計七名の子宝に恵まれた(但し、男児一名は夭逝)。成年に達した男児達を、年の順に、ニコラス、ナサニエル、エドワードという。彼等は、やがてノーフォーク州、サフォーク州の政治舞台で頭角をあらわすようになる。

ジェーンが世を去った翌年、ニコラス・ベイコンはサー・アンソニー・クックの娘アンと再婚する。サー・アンソニーはヘンリー八世の王妃キャサリン・パーを囲む人文主義者達と深い交際があり、エドワード六世の教育をも担当した人物である。このよう

な事情から、アンはジョン・チークやロジャー・アスカムが訪れる家庭で人文主義的教育を受けて育った。アンが才媛であり、彼女の教養が本物であったことは、彼女の名が英文学史上に今日残っている事実からも窺われよう(例えば、C.S. Lewis, *English Literature in the Sixteenth Century*, 1944 参照)。このアンとニコラスの間には二名の男児、二名の女児が生まれ、男児達の名を、年の順に、アンソニー、フランシスという。アンソニーは、やがてエセックス伯の片腕として外交方面で活躍する。他方、母の才能を最も継いだらしい伶俐なフランシスは哲学者として名を馳せ、また、ジェイムズ一世治下で大法官に任命され、貴族にも叙せられる。

以上がベイコン家の概略である。次に、ナサニエル・ベイコン自身に言及しておこう。

ナサニエル・ベイコンは、エリザベス時代の財政家として著名なサー・トマス・グreshamの庶子アンと結婚した。夫婦には二名の男児、三名の女児が生まれた。男児はいずれも夭逝したが、女児達は順調に成長し、やがてノーフォーク州の名門ゴードン家、ニヴェット家、タウンゼンド家へ嫁ぐことになる。アンが世を去ると、ナサニエルはノーフォーク州のサー・アーサー・ホプトンの娘、ウィリアム・スミスの寡婦ドロシーと再婚する。二人の間に子供はなく、また、ドロシーに関しては、差し当り、特筆すべき事柄は見当たらない。

以上からも既に一端が明瞭なように、ナサニエル・ベイコンは、「宮廷」との間にコミュニケーション・ルートを持っていた。父

は枢密院議官、大法官であり、岳父はエリザベス女王政府の財政に大きな役割を果たしていた。更に、ナサニエルの娘のひとりには女王王室の女官であり、ナサニエルの姉エリザベスは財務府裁判所主席判事ウィリアム・ペリアムと再婚し、妹エリザベスは民訴裁判所判事フランシス・ウィンダムと結ばれていた。加えて、既述のように、父ニコラスはアンソニー・クックの娘アンと再婚していたが、このアンの姉妹が外交官ヘンリー・キリングルー、ジョン・ラッセル卿、外交官トマス・ホビー、それにウィリアム・セシルと結婚していたため、ナサニエルは彼らとも一応縁続きの間柄であった。

エリザベス治世期に体制維持の手段として周到に用いられたパトロネジ政策のもとでは、——いみじくも、ウィリアム・セシルが息子ロバートに語ったように——パトロネジ・システムと接触出来ないにも拘らず出世を望むことは、「ポールを持たずに跳躍する」(F. Peck(ed.), *Desiderata Curiosa*, I, 1732) ようなものであった。この意味で、ナサニエル・ベイコンは恵まれた境遇に置かれていたのである。しかし、彼が宮廷、中央諸官庁に猟官運動を展開した形跡は見当らないようである。父の方針によるものか、あるいはナサニエル自身の考えに基くものかは判然としないうが、いずれにしても、彼は生涯本質的にノーフォーク州のカントリー・ジェントルマンにとどまったのである。その代わり——あるいは、それ故にこそというべきか——州行政の主要なポストを歴任し、庶民院議員にも幾度か選出されている。要するに、ナサニエル・ベイコンは、バーンズ、あるいはクラークが、'county

「ステイフキイ文書」(Stiffkey Papers)の刊行に寄せて

governor」と規定した人々に属する (T. G. Barnes, *Somerset, 1625-1640: A County's Government during the 'Personal Rule'*, 1961; P. Clark, *English Provincial Society from the Reformation to the Revolution: Religion, Politics and Society in Kent, 1500-1640*, 1977)。つまり「宮廷」との間に太いパイプを持ち、中央と地方の結節点として機能し、当時の政治的安定の要となった州エリートの一員であった。

しかしながら、ノーフォーク州におけるナサニエル・ベイコンの発言力は、彼の門閥、閥閥のみに負うものでは決してなかった。州の名門に生まれ、やがて治安判事授権書の上位に名前が記載される人物は珍らしくない。だが、彼が大きな政治的発言力を自動的に獲得するわけではない。ある人を州政治の舞台へ押し上げるのは、究極的には、彼の能力と意欲である。グレイズ・インで相当の法律知識を身に付けたらしいナサニエルの場合、彼を州政治へ駆り立てる情熱が内部に潜んでいたらしく、しかもこの情熱の源泉は彼の信仰にあったようである。ナサニエルは、熱烈なピューリタンであったといわれる。これはエリザベス時代のピューリタン運動の発祥地、あのカートライトが教鞭をとったケンブリッジ大学トリニティ・カレッジにナサニエルが学んだことに起因するものであるのか。それは兎も角、自己の信仰に裏打ちされた社会ヴィジョンの実現を目指し、ナサニエルは州政治に積極的にコミットしたのである。

ハッセル・スミスによると、ナサニエル・ベイコンは人生の楽しみよりも働くことに強い関心を示し、とりわけ、ノーフォーク州

北部にピューリタニズムの倫理を確立することに忙しい男であった。このためであろうか、当時のジェントリイ社会においては大盤振舞いが一般的風潮であったが、ナサニエルの家庭ではごく親しい人々だけを招いて慎ましやかにてなすのが習慣であり、ここではクリスマスの食卓も普段の食卓と変わらなかったといわれる。ナサニエルのこのような姿勢は、彼の書簡の中にも幾分窺われそうである（少くとも、今回刊行された第一巻から判断する限り）。彼の書簡は必要な事柄を事務的に述べたものが多く、彼が自己抑制の効いた男であったとの印象を与える。この点で、ロンドンのゴシップをしばしば伝える弟エドワードの書簡とは著しい対照をなしている。堅固しくて些かユーモアに欠ける男、信頼はされるが親近感を抱かれない男、信念の人であるが故にしばしば独善的ともみえる男、ナサニエル・ベイコンとは、そのような人間であったと私には想像される。ナサニエル・ベイコン像と今日推定されている肖像画は、生真面目、勤勉、謹厳といった言葉が修飾語として最もふさわしいひとりの老人を描いており、彼のこうした人柄を彷彿させる。

余談となるが——ナサニエルが晩年に再婚したドロシーは宝石、特に真珠に目のない女性で、このことで晩年のナサニエルをしばしば悩ませたようである。大架沙に例えばピューリタニズムの大義のために骨身を惜しまず働き、日常生活において質素を旨とし、また、道徳的なお説教で使用人達に煙たがられたらしい男、その男が、皮肉にも、浪費癖のある女性と再婚し、晩年に苦勞していたらしいのである。

以上、ベイコン家及びナサニエル・ベイコンについて不必要とも思われる程に言及してきたが、それには理由がある。先ず、もしナサニエル・ベイコンがいわゆる「教区ジェントリイ」にすぎなかったのであれば、彼の文書は、恐らく比較的小さな枠組の中でしか利用出来ないであろう。彼がノーフォーク州の有力者であり、「宮廷」との間にコミュニケーション・ルートを持つエリートであったからこそ、「ステイフキイ文書」は比較的大きな枠組の中でさまざまに利用出来る可能性を具えるに至ったのである。次に、父サー・ニコラスの平素の助言、ナサニエルの几帳面な性格、法律知識、信仰に基づくコミュニティに対する責任感等が相俟って、彼をして文書の扱い及び保管に注意深くさせ、アサイズ法廷や四委法廷において公文書を筆写させ、更には、公文書、私文書の作成に際して写しを残させる原因となっていたらしいからである。文書に対する彼のこのような姿勢こそが「ステイフキイ文書」そのものを生み出し、そして、この文書にひとつの特性を付与したのである。即ち、文書の種類によっては著しい連続性が具わり、また、「入ってきた」と推定される文書に対応して「出ていった」と推定される文書、「出ていった」と推定される文書に対応して「入ってきた」と推定される文書がしばしば併存する結果となったのである。この点について、具体例を紹介しておこう。例えば、*The Papers of Nathaniel Bacon of Stiffkey, Vol. I* の二〇八ページから二一五ページには、軍事行動の名目でノーフォーク沿岸で行なわれた海賊行為に関して次のような文書が収録されている。

(一) 枢密院よりナサニエル・ベイコンへの命令（一五七六年八月

二八日)。右の件について関係者の処罰を命じている。

(二) 大法官サー・ニコラス・ベイコンよりナサニエル・ベイコンへの書簡(一五七六年八月二八日)。右の枢密院命令に関して具体的措置を助言している。

(三) 関係者の弁明(口頭)のメモ。

(四) 関係者の誓約書(一五七六年八月三一日)。

(五) 関係者の誓約書(一五七六年八月三一日)。

(六) ナサニエル・ベイコンより大法官サー・ニコラス・ベイコンへの書簡(一五七六年九月一日)。この件に関する経過報告。これは、編者によれば、彼が父へ送った書簡の写し。

(七) 関係者の宣誓証言(一五七六年九月三日)。これは、編者によれば、枢密院へ送った宣誓証言書の写し。

(八) 関係者の宣誓証言(一五七六年九月三日)。これも、編者によれば、枢密院へ送った宣誓証言書の写し。

(九) 関係者の宣誓証言(一五七六年九月四日)。これも、編者によれば、枢密院へ送った宣誓証言書の写し。

(十) 関係者の宣誓証言(一五七六年九月四日)。これも、編者によれば、枢密院へ送った宣誓証言書の写し。

(十一) 大法官サー・ニコラス・ベイコンよりナサニエル・ベイコンへの書簡(一五七六年九月四日)。右のナサニエルの経過報告に対する返事。

(十二) 関係者の宣誓証言(一五七六年九月六日)。これも、編者によれば、枢密院へ送った宣誓証言書の写し。

(十三) 関係者の宣誓証言(一五七六年九月六日)。これも、編者によ

「スティフキイ文書」(Stiffkey Papers)の刊行に寄せて

れば、枢密院へ送った宣誓証言書の写し。

(十四) ナサニエル・ベイコン及びラルフ・シェルトン(ナサニエルとこの件を担当した治安判事)より枢密院への書簡(一五七六年九月六日)。この件に関する報告。これも、編者によれば、写し。

ナサニエル・ベイコンが保管していた膨大な量の公文書、私文書は、彼が一六二二年に世を去ると、孫のサー・ロジャーク・タウンゼントに相続されたが、同家の人々の興味を引くこともなく、やがてサー・ロジャークの屋根裏部屋に埋もれてしまう。それから、文書は幾人かの手に渡り、結局四散してしまう(ちなみに、W. A. Day, 'Glimpses at Country Life in the Sixteenth Century', *Norfolk Archaeology*, Vol. X, 1888; H. W. Saunders (ed.), *The Official Papers of Sir Nathaniel Bacon of Stiffkey, Norfolk as Justice of the Peace, 1580-1620*, Camden Third Ser., Vol. XXVI, 1915; F. W. Brooks (ed.), *Supplementary Stiffkey Papers*, Camden Miscellany, Vol. XVI, 1936 は、この過程で一部分がデューイ、ソーンダース、ブルックスの目に触れ、公刊されたもの)。その後、いろいろな曲折を経て、現在、大部分はノーフォーク史料館、ハーフォードシャー史料館、大英博物館、レディング大学図書館、フォルジャー・シェイクスピア図書館、シカゴ大学図書館、エール大学図書館等、合計十一の英、米の公的施設に保管されている。

編者達の目的は、右に保管されている文書を従来通りの方法で

編さん、刊行するのではなくて、そうではなく、「ステイフキイ文書」を二重の意味で「復元」という野心的なものである。

先ず、彼等のいう「ステイフキイ文書」とは、ナサニエルの死後サー・ロジャー邸に移された時点で存在した文書全体を指しており、これらをすべて刊行するのである。従って、編者達は所在の判明している文書の刊行と平行して、文書を新たに発見する作業をも進めている。次に、彼等は、印刷の制約の中で、個々の文書を可能な限り手稿状態に近づけるという意味での復元も行なっている。このために、彼等は個々の文書について、そのサイズや枚数等を明記し、*'slightly damaged'*, *'badly damaged'*, *'Copy? in Martin Man's hand'*, *'Seal missing'*, *'Unsigned'*, *'Draft in Nathaniel Bacon's hand'*等の語句を付し、更に、

後に挿入された語句を示す印として * (……I see that*your* meaning is that……) 後に削除された語句を示す印として「[……before I|give|*send* thanks……)」判読不能を示す印として [word illegible] (……the contract [two words illegible] little……) 等、*ちまおもな*語句及び印を用いている。

今回公刊された第一巻には、一五五六年から一五七七年迄の公文書、私文書約四〇〇点が収録されている。一五五〇年代及び六〇年代のものは少なく、大部分が一五七〇年代のものである。内容、形式が余りにも多岐に渡っており、これらをひとつの基準で分類、整理することは、殆ど不可能である。各文書の内容、形式、日付等をカード化し、幾つかの方法で分類を試みたのであるが、どの方法も一長一短であり、必ず整理出来ない文書がでてしまう

のである。この点を予め断わった上で、差し当り、一番種類の多い私信を中心に、差出人、受取人を軸に整理し、第一巻の大凡の姿を示す。難点があることを十分承知の上でこのようにして一応整理したのは、私がナサニエル・ベイコンの人間関係に最も関心を抱いているためである。

(A) 私信

(一) ナサニエル・ベイコンより (五十数通)

(イ) 父サー・ニコラス・ベイコン宛 (三十数通)

(ロ) サー・トマス・グレシャム及び夫人宛 (数通)

(ハ) その他 (エドワード・パストン、ウィリアム・パストン・クレメント・パストン、ロジャー・タウンゼント、エドワード・ベイコン宛等が約二〇通)

(二) ナサニエル・ベイコン宛 (百数十通)

(イ) 父サー・ニコラス・ベイコンより (三十数通)

(ロ) 弟エドワード・ベイコンより (二十数通)

(ハ) フランシス・ウィンダムより (十数通)

(ニ) ジョン・サンダーズより (数通)

(ホ) ウィリアム・ヘイドンより (数通)

(ヘ) ジョン・モンフォードより (数通)

(ト) 兄ニコラス・ベイコンより (数通)

(チ) その他 (ウィリアム・バッツ、ジョン・オズボーン、ジョン・ジェニングズより等が数十通)

(三) サー・ニコラス・ベイコン宛 (十数通)

(イ) リンカーン伯より (数通)

(ロ)ジョン・バニヤードより(数通)

(ハ)ジョン・モンフォードより(数通)

(ニ)その他(数通)

(四)サー・ニコラス・ベイコンより(ナサニエル・ベイコン宛以外のもの)(数通)

(五)アン・ベイコンより(十数通)

(B)右に含まれない文書(枢密院命令、誓約、宣誓証言、コンスタブルへの指示、賃貸借契約関係の文書、メモ、ノート類等)(百数十点)

以上から、(A)に関しては、家族間の私信、特にナサニエルと父ニコラスの私信の多いことが明らかであろう。二人の間で交わされた私信の内容は、全体として、広い意味での所領経営に関するものが目立つ。そして、ナサニエルの手紙からは、あたかも、会社において部下が上司にビジネスに関する報告を行なっているかのような印象を受ける。他方、父ニコラスの手紙からは、彼が平素から息子に所領経営をはじめとする経済活動について助言を与え、息子を一人前の地主に育てようとしている姿勢が窺われる。なお、私自身が興味を持ったのは、エドワード及びフランシス・ウィンダムの手紙である。これらはロンドンや「官廷」の出来事をナサニエルにしばしば知らせており、ナサニエルがロンドンや「官廷」についてある程度の情報を持っていたことを教えてくれる。(B)で目立つのは、賃貸借、売買関係の文書である。つまり、第一巻は、ナサニエル・ベイコンの経済活動に関する史料が中心となっているのである。私が関心を持つノーフォーク州の政治、行

「スティフキイ文書」(Stiffkey Papers)の刊行に寄せて

政に関する史料が多くないのは、ナサニエル・ベイコンがこの時点では未だ大きな政治的発言力を獲得していないという事情による。しかしながら、'Handlist of Bacon-Townshend Papers', Centre of East Anglian Studies (University of East Anglia)、既述の、キャムデン叢書に収録されているソーンダーズ及びブルックスによる公刊史料等を参照すると「スティフキイ文書」全体の大凡の内容が推測出来るが、これから判断すると「スティフキイ文書」全体に占める政治、行政に関する文書の割合は決して小さくなく、従って、第二巻以降には地方政治、地方行政に関する文書が大幅に収められるものと予想される。

次に、これ迄度々その名を挙げてきたキャムデン叢書に収められている、ソーンダーズ及びブルックスの編さんした「スティフキイ文書」とこの度ハッセル・スミス等の編さんした「スティフキイ文書」を具体的に比較して、後者の出来具合をみてみよう(以下、H. W. Saunders (ed.), *The Official Papers of Sir Nathaniel Bacon of Stiffkey, Norfolk as Justice of the Peace, 1580-1620*, Camden Third Ser., Vol. XXVI, 1915; F. W. Brooks(ed.), *Supplementary Stiffkey Papers*, Camden Miscellany, Vol. XVI, 1936 を「キャムデン版」と名づけ、ソーンダーズ編さんのものをA、ブルックス編さんのものをBとする。そして、A. Hassell Smith et al. (ed.), *The Papers of Nathaniel Bacon of Stiffkey*, Vol. I を「ノーフォーク史料協会版」と名づける。なお、W. A. Day, 'Glimpses at Country Life in the Sixteenth Century' *Norfolk Archaeology*, Vol.

X, 1888 は、「ステイフキイ文書」の若干を掲載しつつ、十六世紀の所領経営の一端を紹介したものであるが、掲載されている文書の数が少なく、ここでは問題とならない。キャムデン版が主として一五八〇年以降の文書を収録しているのに対して、ノーフォーク史料協会版が一五五六年から一五七七年迄の文書を収録しているため、両方に収録されていて具体的な比較の対象となる文書は決して多くはない（しかも、キャムデン版が治安判事関係、救貧関係等、項目別に整理して収録しているのに対して、ノーフォーク史料協会版は年代順に収録している）。それでも、九点見い出される。それらを列举すと、次の通りである。

(一) エイルシャムの住民による請願 (一五七三年頃) キャムデン版 A (六〇～六一ページ) ノーフォーク史料協会版 (五〇～五二ページ)

居酒屋として (?) 用いられていた建物を改修し、ここに年老いた貧しい人々、身体虚弱で働くことの出来ない貧しい人々を収容する計画であるが、計画が進まず、ナサニエル・ベイコン (?) に協力を求めている。

(二) ジョン・マンフォードの会計報告 (一五七四年十一月十日) キャムデン版 B (四三～四四ページ) ノーフォーク史料協会版 (一二二～一二三ページ)

父サー・ニコラスが所有し、やがてナサニエルが住むことになるステイフキイ・マナーの収支報告 (期間は一五七三年ミカエル祭から一五七四年ミカエル祭迄)。報告者ジョン・マンフォード (ヨーマン) はこのマナーの管理責任者と思われる。

る。

(三) フランシス・ウィングダムよりナサニエル・ベイコン宛の私信 (一五七五年十二月三〇日) キャムデン版 A (一八八～一八九ページ) ノーフォーク史料協会版 (一八〇ページ)

ナサニエル・ベイコンの妹エリザベスと結婚しているフランシス・ウィングダムが、ナサニエルに対して手紙を受け取った旨を伝え、更に、クリストファー・ハットンが女王から四〇〇ポンドを与えられた等、「宮廷」のニュースを伝えている。

(四) フランシス・ウィングダムよりナサニエル・ベイコン宛の私信 (一五七六年十二月二日) キャムデン版 A (一八五～一八六ページ) ノーフォーク史料協会版 (二三六～二三七ページ)

妻の病状、サー・ニコラス・ベイコンの娘アンの夫ヘンリ・ウッドハウスの近況、モア氏という聖職者が宗教上の勤めから退けられたこと等をナサニエルに知らせている。

(五) サー・クリストファー・ヘイドン及びサー・ウィリアム・バツツからギャロー・ハンドレッドのコンスタブル宛の命令 (一五七六年十二月十三日) キャムデン版 A (一三四～一三五ページ) ノーフォーク史料協会版 (二三九ページ)

穀物の買い占めをした七名の人々を特定の日に特定の場所へ出頭させるよう命じている。

(六) フランシス・ウィングダムよりナサニエル・ベイコン宛の私信 (一五七六／七年二月十九日) キャムデン版 A (二一六～二一九ページ) ノーフォーク史料協会版 (二四九～二五二ページ)

サー・ニコラス・ベイコンがロバート・ボザムなる人物より

購入したスタディー・マナーの件について四季法廷の開かれる時に話し合いたい旨を伝え、更に、スキートなる人物が投獄された件等についてナサニエルに知らせている。

(f) フランシス・ウィンダムよりナサニエル・ベイコン宛の私信（一五七七年三月二八日）
カムデン版A（二二六～二二九ページ）
ノーフォーク史料協会版（二四九～二五一ページ）
ナサニエルの依頼により、ナサニエルが手放したがっているエクレス・マナーの件で二人の人物と話し合ったことを報告し、更に、アサイズ法廷の出来事、特にハワードなる人物の取り扱い等に言及している。

(h) 枢密院からノーフォーク州の治安判事宛の命令（一五七七年三月三十一日）
カムデン版A（一六〇～一六一ページ）
ノーフォーク史料協会版（二五八～二五九ページ）
羊毛の買い占め人の取り締りを命じている。

(i) ナサニエル・ベイコンとグッドマン・ラリーとの間の掛け勘定書（一五七七年十月三十一日）
カムデン版B（四五ページ）
ノーフォーク史料協会版（二七五～二七六ページ）
ナサニエル・ベイコンがグッドマン・ラリーなる商人より付けで買った魚等の支払い金額の明細書。

これら九点の文書について、気の付いた点を述べてみよう。
先ず、(i)であるが、これ自体には日付、宛先が記されておらず、一五七三年頃という日付は、ハッセル・スミス等の推定である。
(ii)についていえば、カムデン版からは知ることが出来ないが、ノーフォーク史料協会版の判断によると、これはナサニエル・ベイ

「スティフキィ文書」(Stiffkey Papers)の刊行に寄せて

コンの手になる写しである。(iii)は判読困難な部分の多い文書である。カムデン版が判読不能箇所を単に…と表わしているのに対して、ノーフォーク史料協会版は判読不能箇所の推定の語数を明記している。加えて、カムデン版で判読不能とされていた幾つかの箇所が、ノーフォーク史料協会版では一応解読されている。(iv)(v)(vi)については、特に相違は見当らない。(v)は、ノーフォーク史料協会版の判断によると、写しである。(vi)は、ノーフォーク史料協会版の判断によると、ナサニエルの秘書ジョン・ベイカーによって書かれたものである。加えて、ノーフォーク史料協会版は、個々の文書について、その所蔵の場所を明記し、また、今迄活字になったことがあればその旨も記している。更に、次のような解釈の相違も見られる。それは(vii)、即ちフランシス・ウィンダムよりナサニエル・ベイコン宛の私信に関するものである。ノーフォーク史料協会版は、カムデン版が誤って別のウィンダムの手紙の一部としてこれを扱っていると指摘している。実際、カムデン版では、これは非常に長い手紙の後半部を形成するものとして扱われている。この点について、勿論私には判断を下せない。しかし、既述のように、現在最もナサニエル・ベイコンに精通している研究者ハッセル・スミスの指摘であるだけに、無視は出来ないといえよう。しかも、ノーフォーク史料協会版の第二巻以降が刊行されるにつれて、こうした相違が再三現われる可能性がある。

カムデン版が半世紀以上も前に公開されているにも拘らず、研究者に従来余り注目されず、たとえ利用された場合でも、部分的にしか利用されなかったのは(例えば、M. G. Davies, *The*

Enforcement of English Apprenticeship: A Study in Applied Merchantilism, 1563-1642, 1956; J. S. Cockburn, *A History of English Assizes, 1558-1714*, 1972; F. A. Youngs, 'Towards Petty Sessions: Tudor JPs and Divisions of Counties' in D. J. Guth & J. W. McKenna (ed.), *Tudor Rule and Revolution: Essays for G. R. Elton from His American Friends*, 1982 等) こうした編纂上の欠陥、及び収録文書の少なさによるものであらう。一方、カムデン版に比べると、ノーフォーク史料協会版は編纂が厳密であり、しかも、「ステイフキイ文書」全体を刊行の予定であり、利用価値が遥かに高くなるであらう。

最後に、索引について一言述べておきたい。カムデン版は、索引そのものが余りにも簡略で、ほとんど利用価値がないように思われる。これに対して、ノーフォーク史料協会版は非帯によく出来ている。例えば、人名については、簡単なながらもバイオグラフィが付いており、地名についても簡単な説明がなされており、更に、各事項に関しては、関係文書がすべて辿れるようにページが明示されている。

以上 *The Papers of Nathaniel Bacon of Stiffkey*, Vol. I を取り上げてきたが、量、質の両面で注目し得るこの史料は、研究者の関心に即してさまざまに利用出来そうである。例えば、次のような利用法はどうであらうか。まず、テューダー朝、初期

ステュアート朝の治安判事の活動を具体的に知るための手掛りとして。テューダー朝及び初期ステュアート朝に関する我国の治安判事研究を見る限り、ランバード、ダルトン等の治安判事必携書はもとより、四季法廷記録、個々の治安判事の残した記録等に基づいた実証研究は殆んど見当たらない。従って、この時期の治安判事に関する我国の研究者の知識は一般に具体性を欠いているのが実情である。この空白を埋めようとする時、先述の特色を具えた「ステイフキイ文書」は比較的に利用しやすい史料となるであらう。第二に、十六、七世紀の州コミュニティ、あるいは中央、地方関係の理解を深める手掛りとして。いわゆる「州コミュニティ学派」の業績を高く評価しつつも、この学派が州コミュニティの孤立性を極端に強調する点に疑問を呈し、その論拠の脆弱性を指摘する論文が最近見受けられる(例えば、C. Holmes, 'The County Community in Stuart Historiography', *Journal of British Studies*, XIV, 2, 1980)。確かに、批判は正鵠を得ている。それ故、「州コミュニティ学派」の描く州コミュニティの全体像、あるいはジェントリイの性格等に関して、少なくとも修正が必要と思われる。この点で——未だ思い付きの域を出ないのではあるが——例えば、先に触れた 'county governor' という概念を精緻に仕上げ、これをヘクスターのいう 'communications network' (J. H. Hexter, 'The English Aristocracy, Its Crises and the English Revolution, 1558-1660', *Journal of British Studies*, VIII, 1968) と結び付けて州政治を眺める視角などは、「州コミュニティ学派」の成果を基本においては継承し

つつ、州コミュニティを動態的に把握出来るのではなからうか。このような展望に立つと、「宮廷」に人脈を持ち、隣接諸州の有力者とも親交のあったナサニエル・ベイコンの文書はさまざまな規模のコミュニティの係わり、及びそれと中央の係わりを示す史料を含んでおり、利用価値が高いと思われる。

以上は、私が思い付くままに挙げた若干の利用法であるが、当然、他にもさまざまな利用が考えられるであろう。そして、その際に問題となるのは、この「スティフキイ文書」に有効に語らせるための関連資料の多寡であるが、少なくとも E. Darroch & B. Taylor (comp. & ed.), *A Bibliography of Norfolk History*, 1975 を参照する限りでは、「スティフキイ文書」を利用する際に生ずる文献的制約は、相・対・的・に・小・さ・いとの印象を受けるのである。